

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成22年  
6月4日  
(金曜日)

## 目次

告示

平成二十二年地籍調査事業計画(地域政策課).....一

公告

大規模小売店舗舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....一

大規模小売店舗舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....二

大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....三

土地改良区役員(農)の届出(農).....三

県管長門地区中山間地域総合整備事業(桃の木換地区)の換地処分(農).....三

県管南河内地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧(農).....三

県管鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧(農).....四

基本測量の実施(監理課).....四

公安委告示

警備員指導教育責任者講習の実施.....四

警備員等の検定の実施.....六

### 山口県告示第二百三十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定による平成二十二年における地籍調査に関する事業計画を定めたので、地籍調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間を次のとおり告示する。



平成二十二年六月四日

山口県知事 二井 関成

#### 一 地籍調査を行う者の名称

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、長門市、美祢市、周南市及び山陽小野田市

#### 二 調査地域

下関市彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町二丁目、彦島江の浦町三丁目、彦島江の浦町四丁目、彦島江の浦町五丁目、彦島江の浦町八丁目、彦島江の浦町九丁目、彦島杉田町一丁目、彦島角倉町一丁目、彦島角倉町四丁目、菊川町大字上保木、菊川町大字道市、菊川町大字樅の木、豊田町大字稲光、豊田町大字今出、豊田町大字殿敷、豊田町大字中村及び豊北町大字田耕

宇部市大字椴小野、大字藤河内及び大字船木

山口市江崎、仁保下郷、秋穂東、小郡上郷、小郡下郷及び阿東生雲中

萩市大字椿東

防府市大字久兼

下松市大字切山、大字来巻及び大字河内

岩国市周東町祖生及び錦町須川

長門市仙崎、東深川、深川湯本、日置上、日置中及び日置野田

美祢市大嶺町東分、東厚保町川東、東厚保町山中、美東町赤、美東町綾木、美東町大田及び美東町長田

周南市大字湯野及び大字鹿野下

山陽小野田市大字小野田、大字西沖、赤崎二丁目及び波瀬一丁目

#### 三 調査期間

平成二十二年六月四日から平成二十三年三月三十一日まで



#### (二七六) 大規模小売店舗舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年六月四日から同年十月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課に

おいて公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) デイオ防府南店  
 所在地 防府市大字浜方一六の三
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南七〇四の五 大賀 昭司  
 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名  
 大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南七〇四の五 大賀 昭司
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成二十三年一月二十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 二、一二六平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 (一) 駐車場の収容台数  
 七七台
- (二) 駐輪場の収容台数  
 六三台
- (三) 荷さばき施設の面積  
 一〇八平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量  
 一四立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻  
 大黒天物産株式会社 午前零時 午後一二時  
 (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前零時から午後十二時まで  
 (三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十二年五月二十日

(二七七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年六月四日から同年十月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 クスリ岩崎チエーン下関安岡店  
 所在地 下関市梶栗三丁目六番六号
  - 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社岩崎宏健堂 周南市福川三丁目一八番二号 河戸憲一郎
  - 三 変更に係る事項の概要
- |                                      |  |             |             |
|--------------------------------------|--|-------------|-------------|
| 変更に係る事項<br>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称<br>株式会社岩崎宏健堂 | 変更前<br>午後八時 | 変更後<br>午後九時 |
|--------------------------------------|--|-------------|-------------|
- 四 届出年月日  
 平成二十二年五月二十五日
  - 五 変更年月日  
 平成二十二年六月一日

(一七八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年一月二十二日山口県公告(一七七)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年六月四日から同年七月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称)ニトリ山口店  
所在地 山口市神田町六八三の一
- 二 意見の概要  
騒音の発生に係る事項等について配慮を求める。

(一七九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年一月二十二日山口県公告(一七八)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年六月四日から同年七月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市産業観光部産業政策課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク徳山中央店  
所在地 周南市花畠町一二七の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(一八〇) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地

改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十二年六月四日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員	二 退任した役員																								
<table border="1"> <tr> <th>土地改良区の名称</th> <th>理事の別</th> <th>氏名</th> <th>住 所</th> </tr> <tr> <td>下関市清末土地改良区</td> <td>理事</td> <td>前原 幸信</td> <td>下関市清末西町三丁目四番三七号</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>監事</td> <td>船木 真二</td> <td>清末千房一丁目四番三二号</td> </tr> </table>	土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所	下関市清末土地改良区	理事	前原 幸信	下関市清末西町三丁目四番三七号	"	監事	船木 真二	清末千房一丁目四番三二号	<table border="1"> <tr> <th>土地改良区の名称</th> <th>理事の別</th> <th>氏名</th> <th>住 所</th> </tr> <tr> <td>下関市清末土地改良区</td> <td>理事</td> <td>前原 卓雄</td> <td>下関市清末西町三丁目四番三七号</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>監事</td> <td>桜井 一喜</td> <td>清末五毛一丁目二番一四号</td> </tr> </table>	土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所	下関市清末土地改良区	理事	前原 卓雄	下関市清末西町三丁目四番三七号	"	監事	桜井 一喜	清末五毛一丁目二番一四号
土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所																						
下関市清末土地改良区	理事	前原 幸信	下関市清末西町三丁目四番三七号																						
"	監事	船木 真二	清末千房一丁目四番三二号																						
土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所																						
下関市清末土地改良区	理事	前原 卓雄	下関市清末西町三丁目四番三七号																						
"	監事	桜井 一喜	清末五毛一丁目二番一四号																						

(一八一) 県営長門地区中山間地域総合整備事業(桃の木換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営長門地区中山間地域総合整備事業の施行に係る桃の木換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成二十二年六月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 換地処分の年月日  
平成二十二年五月二十六日
- 二 換地処分の内容  
県営長門地区中山間地域総合整備事業(桃の木換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(一八二) 県営南河内地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営南河内地区中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年六月四日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営南河内地区中山間地域総合整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年六月七日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二八三) 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、  
県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項にお  
いて準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年六月四日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年六月七日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二八四) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十二年六月四日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(土地条件調査)

二 作業の地域

下関市  
作業の期間

平成二十二年六月一日から平成二十三年三月三十一日まで



山口県公安委員会告示第二十八号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)以下「法」という。(第二十二條第二項第  
一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十二年六月四日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備  
員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十  
八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七条第一項の警  
備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」  
という。)の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)

平成二十二年七月五日(月曜日)から同月八日(木曜日)までの午前九時から  
午後五時三十分まで及び同月九日(金曜日)の午前九時から午後五時二十分まで  
イ 追加取得講習(講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。  
以下同じ。)

平成二十二年七月八日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月  
九日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会  
館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第一条第一項第三号に規定する業務(以下「第三号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四条に規定する一級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)(に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)(に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のオからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

平成二十二年六月十四日(月曜日)から同月十八日(金曜日)まで  
ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。提出書類

六 提出書類

- (一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)
- (二) (一)のオに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第三号警備業務従事証明書」という。)(、二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習

平成二十二年七月五日(月曜日)から同月八日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月九日(金曜日)の午前九時から午後零時四十分まで

イ 追加取得講習

平成二十二年七月八日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月九日(金曜日)の午前九時から午前十一時三十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第四号に規定する業務(以下「第四号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 追加取得講習

第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講申込書の受付期間

平成二十二年六月十四日(月曜日)から同月十八日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万四千元、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

山口県公安委員会告示第二十九号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十二年六月四日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員

交通誘導警備業務 一級 二十名

二 検定の日時及び場所

日 時 場 所

平成二二、九、四 午前九時から午後五時 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十二年七月十二日(月曜日)から同月十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面
  - 3 三の(一)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書
  - 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し
  - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚
- 七 受検手数料  
一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 受検票の交付  
検定申請書を提出した警察署において交付する。
- 九 その他
- (一) 警笛は、受検当日各自持参すること。
  - (二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
  - (三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八)にすること。

平成二十二年六月四日発行

発行所

山口県知事庁